

平成28年4月
観光庁観光産業課

1.

(ご指摘・確認事項)

規制改革実施計画に記載されている「着地型観光を促進するための旅行業務取扱管理者試験の見直し」について、着地型旅行において必要とならない全国的な知識は免除する等の方向により検討を進めているとのことだが、

1. 着地型旅行で求められる内容の地理・歴史等の試験であれば、試験の実施・作成主体は国である必要は必ずしも無く、国が実施する全国共通の試験と、都道府県が実施する地域独自の試験に分類してはどうか。また、地域内で完結する着地型旅行については、試験に代えて研修を行うことでも、旅行業務取扱管理者に求められる能力を担保することは可能ではないか。
2. 規制改革実施計画における「旅行業務取扱管理者試験の見直し」については、「平成28年度に所要の措置を講ずる」としているが、国家戦略特区において、前倒しで実施することも検討すること。

(観光庁回答)

着地型観光を促進することを目的とした、着地型旅行のみを取り扱う営業所に選任すべき旅行業務取扱管理者の資格試験の見直しについては、規制改革会議実施計画(平成27年6月閣議決定)において、平成27年度に検討を開始し、平成28年度に結論を得ることされているところ。これを受け、観光庁では、業界との意見交換を実施するとともに、必要な措置について、検討を行ってきたところ。

一方、昨今の観光産業を巡る情勢は大きく変化している。例えば、自宅の空き部屋、空き家等を訪日外国人等に貸し出す「民泊サービス」が出現し、日本でも急速に拡大しているが、これにより宿泊市場・サービスは大きく変化している。また、特にアジアを出発地とする旅行商品の中には、旅行中、法外な値段設定の土産店ばかり回らせるような悪質な旅行商品が見られ、これらにどう対処するかは、旅行業界にとって大きな課題となっている。

上記のように、観光産業を取り巻く新しい諸課題が生じてきており、これらについて、幅広い観点から議論を行う必要が生じている。そのため、観光産業を巡る諸課題について、観光庁では幅広い観点からの検討を行っていくこととしているが、第三種旅行者や宿泊事業者等、地域に密着した事業者が着地型旅行商品を企画・提供しやすい制度の整備については、特に重要な課題として、検討していく。

旅行業務取扱管理者の資格試験の見直しに関して、どのような結論を得て、ま

たどのような措置を講ずるかはこれからの議論によるところ、また検討が進み次第、進捗をご報告させていただくこととしたい。なお、着地型旅行商品のみ取り扱う旅行者についての旅行業務取扱管理者の資格要件の緩和については、法律上の措置が必要であると考えている。

なお、本年1月に長野県軽井沢町でスキーバス事故が発生したが、これに関与した数社の旅行者すべてにおいて、旅行業務取扱管理者に求められる本来の業務が果たされていなかったことが判明した。これを受け、国交省では、現在徹底的な再発防止策の検討が行われており、旅行業務取扱管理者のあり方についても、その責務を重くする可能性を含め、検討を進めている。この動きと整合するよう留意しつつ、上記検討を進めていく。

以上